

令和6年4月10日

保護者 様

桑名市立久米小学校
校長 吉本 茂甲

令和6年度の学校納付金について(ご案内)

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では、児童一人ひとりに必要な経費としての教材費、給食費及びPTA会費、PTA教育振興費について、保護者様が予め登録していただいた指定口座から自動引落をさせていただいています。そのうちの給食費について、R4年度から桑名市で学校給食会計として一本化されています。つきましては、学校納付金の各月割振額を下記及び裏面のとおりとさせていただきます。

保護者様におかれましては、学校納付金の徴収につきましてご理解、ご協力いただきますようお願い致します。

記

<給食費について>

- ・4月分→5月に徴収
- ・5月分→6月に徴収
- ・6,7月分→7月に2か月分を徴収させていただきます。

また、9月分～翌年3月分までの7か月分→1か月前倒して8月～翌年2月までの7か月間で徴収させていただくこととなります。従いまして、3月分の給食費は徴収致しません。

これに伴い、PTA会費・PTA教育振興費は、次のとおり徴収させていただきます。

- ・4,5月分→5月に2か月分を徴収
- ・6,7月分→6月に2か月分を徴収
- ・7月分以降は、翌月分を前倒して徴収させていただくこととします。

以上から3月分の学校納付金を0円として徴収しないこととさせていただきます。

なお、各学年の教材費は現段階のものであり、変更となる場合もありますので、併せて申し添えます。ご不明な点があれば、学校(電話31-3761)までお尋ねください。